

ふるさと納税制度への対応について

平成 20 年 6 月 2 日
市 長 公 室
財 政 部

1 制度の概要

平成 20 年度の税制改正で、個人住民税における寄附金控除が拡充されましたが、これがいわゆる「ふるさと納税」制度である。ふるさとを応援したい、支援したいという気持ちを形にする仕組みとして、地方公共団体に対して寄附を行った場合、5,000 円を超える部分について個人住民税所得割額の 1 割を限度として、所得税と合わせて全額が控除されるものである。

2 寄附金の活用方法

寄附の申出を受けるにあたり、次のとおり複数の政策メニューを提示し寄附者が寄附金の使い道を選択できるようにするものとする。

- ①活力ある産業の振興応援
- ②美しいまち盛岡の自然と環境の保全応援
- ③いきいきとした高齢者・障害者応援
- ④盛岡っ子の健やかな成長応援
- ⑤その他申し出の用途

なお、寄せられた寄附金は、それぞれの用途に沿い次年度以降の事業に反映させるとともに、実績について公表するものとする。

3 寄附の呼び掛け

盛岡市出身あるいはゆかりのある方々にご協力をお願いすることから、市のホームページの活用、チラシの作成、東京盛岡ふるさと会での協力依頼等を行っていくものとする。

4 寄附の手続き

寄附の申出書を提出していただき、市で発行する納付書により金融機関、郵便局または現金書留で納付をしていただくか、市の窓口で納付していただくものとする。

5 担当部署

財政部市民税課が全体の窓口となり、都南総合支所、玉山総合事務所及び東京事務所でも受付できるようにするなど関係部署と連携をとって対応するものとする。

6 適用月日等

平成 20 年 1 月 1 日以降の寄附金額のうち、5,000 円を超える部分について、平成 21 年度の個人住民税から控除の対象となるものである。